

催物（イベント等）の開催について（一部改正）

○催物（イベント等）の開催制限については、以下のとおり段階的に緩和することとする。

緩和の時期 (目安)	イベントごとの参加人数の上限等の目安				
	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的 (参加者の把握が困難なもの)	地域の行事 (参加者の把握が可能なもの)
①5月29日～	(屋内) 100人又は 収容定員の50%の いずれか小さい方 (屋外) 200人	100人又は収容定 員の50%のいず れか小さい方	開催を自粛いた だきたい	開催を自粛いた だきたい	(屋内) 100人又は 収容定員の50%の いずれか小さい方 (屋外) 200人
②6月19日～ (①から約3週間後)	1,000人又は収容 定員の50%のい ずれか小さい方	1,000人又は収容 定員の50%のい ずれか小さい方	無観客で開催可 能	開催を自粛いた だきたい	適切な感染防止 対策を講じた上 で開催可能
③7月10日～ (②から約3週間後)	5,000人又は収容 定員の50%のい ずれか小さい方	5,000人又は収容 定員の50%のい ずれか小さい方	5,000人又は収容 定員の50%のい ずれか小さい方	開催を自粛いた だきたい	適切な感染防止 対策を講じた上 で開催可能
④8月1日～	5,000人又は収容 定員の50%のい ずれか小さい方	5,000人又は収容 定員の50%のい ずれか小さい方	5,000人又は収容 定員の50%のい ずれか小さい方	開催を自粛いた だきたい	適切な感染防止 対策を講じた上 で開催可能
⑤9月19日～ <small>業種別ガイドライン 等に基づき必要な感 染防止策が担保され る場合</small>	(1) 大声での歓声・声援等がないもの …収容定員に応じて、収容定員の50%～100%以内 (2) 大声での歓声・声援等がある …原則として、収容定員の50%以内 ※実際の判断の際には、「イベント参加人数の判断フロー」を参照			開催を自粛いた だきたい ※開催する場合は、十 分な人と人との間 隔(1m)を確保	適切な感染防止 対策を講じた上 で開催可能

イベント参加人数の判断フロー（9月19日～）

